

千葉県警察 WARNING

★ 農業者のみなさまへ★

雇用主も捕まる!?

～ダメ、絶対！不法就労！！～



「知らなかった そんなの…」 「忘れてた…」 では済まされない！
在留カードや旅券など、雇用している外国人が適正に在留しているかしっかり確認しないと…

★ 出入国管理及び難民認定法
第73条の2第1項
不法就労助長罪

3年以下の懲役
若しくは
300万円以下の罰金又は併料

さらに…

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
第28条

外国人労働者（特別永住者、外交ビザ、公用ビザを除く）を雇い入れている全ての事業者は、雇用又は離職の際に、その外国人の氏名・在留資格・在留期間などについて確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）に届け出る義務があります。

⚠ 届け出をしなかった場合には**30万円以下の罰金**が科されます ⚠

◎ 現在、日本国内には数万人以上の不法残留者がおり、多数の外国人が不法就労している可能性があります。

※ 「出入国在留管理庁 本邦における不法残留者数について」参照
HP:https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00003.html



あなたのところの外国人は
確認バッチリ？大丈夫？



- ◎ 在留カードでの確認にあたり、
- ・コピーでは内容が改ざんされている恐れがあるので、必ず実物で確認しましょう。
 - ・偽造されていた在留カードを所持している事例が確認されています。
 - ・在留カードの真偽の見分け方はこちらを参考に！

出入国在留管理庁
ホームページ
<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

不法就労防止対策～在留カードの正しい見方～
https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html

在留カード等読取アプリケーション サポートページ
<https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>

各ページはこちらからご覧になれます →



- ◎ 外国人材が日本で安心して活躍するために！
日本に来た外国人は異国の地で希望もあるけど不安もいっぱい！
日本に住む私たちが法を遵守してしっかりと導いてあげないと、外国人たちが「母国を同じくする悪い外国人」の甘い言葉を信用してそそのかされ、不法就労や窃盗・詐欺グループへの加入など悪の道に走ることとなり、結果として私たちがその被害に遭ってしまうなど、巡り巡って全ての方が不幸になってしまいます。

皆が良き隣人として日本で生活し、学び、活躍できる社会を！

◎ 各連絡先

- 届出等の手続きでわからないことがあるときは…
出入国在留管理庁
外国人在留総合インフォメーションセンター：Tell 0570-01-3904
- 不法就労者を発見したら…
地方入国管理局または最寄りの警察署、もしくは警察相談ダイヤル（#9110）へ！



ん？偽物！？



もしもし、POLICEMEN？